

山梨県児童厚生施設等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、児童に健全な遊び場を与え、幼児又は少年を個別的及び集团的に指導して、児童の健康を増進し情操を豊かにするとともに、地域組織活動の育成助成を図ることを目的として、市町村又は社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人及び特例財団法人（以下「社会福祉法人等」という。）が行う児童厚生施設及び放課後児童クラブ（以下「児童厚生施設等」という。）の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱によるものとする。

(定義)

第2 この要綱の用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、令和3年4月1日府子本第292号内閣総理大臣通知の別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」（以下「支援整備交付要綱」という。）及び令和3年6月15日厚生労働省発子0615第1号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「次世代交付要綱」という。）の例による。

- (1) 児童厚生施設 平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2から第4に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及びB型児童館。
- (2) 放課後児童クラブ 児童福祉法第6条の3第2項（昭和22年法律第164号）に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための建物。

(補助対象)

第3 この補助金は、第1の趣旨に基づき市町村、社会福祉法人等が設置する児童厚生施設等の整備に要する経費を補助の対象とする。ただし、社会福祉法人等が設置する児童厚生施設については、次世代交付要綱3の規定により、次世代育成支援対策を推進するために県が策定する整備計画に基づいて実施する施設整備に限る。また、放課後児童クラブの整備については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第9条第2項に規定する専用区画に関する基準（おおむね1.65平方メートル以上）を満たしているものに限る。

(補助対象外)

第4 この補助金は、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備にする費用
- (5) 賃貸料その他整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第5 この補助金の交付額は、次により算出された額の範囲内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 児童厚生施設

次のアにより算出した額と、イにより選定した額とを比較して少ない方の額に次世代交付要綱別表1-4に定める県の負担割合を乗じて得た額。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、次世代交付要綱別表1-1、別表1-2、別表2、別表3又は別表4で定める基準により算出した合計基礎点数に3,000

円を乗じた額を交付基礎額とする。

イ アにより算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 放課後児童クラブ

支援整備交付要綱別表1及び2の第3欄の種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める県の負担割合を乗じて得た額。

(交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により補助金交付申請書（第1号様式）を別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

(交付条件)

第7 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号によるものとする。

- (1) 次のものを変更する場合には、事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。
 - ア 事業に要する経費の配分の変更をする場合
 - イ 事業の内容のうち、建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更であって、補助金の額の増額を伴わないものを除く。）を変更する場合
 - ウ 建物の用途、設置場所の変更をする場合
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加の価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により児童厚生施設については厚生労働大臣が、放課後児童クラブについては内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第10号様式）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（第4号様式）を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を

経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、児童厚生施設については厚生労働大臣が、放課後児童クラブについては内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの長い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 社会福祉法人等が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど地方公共団体が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又はJKA若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

2 市町村が社会福祉法人等に対して、この補助金を財源の一部として補助金を交付する場合、以下の条件を付さなければならない。

ア 前項(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(9)、(10)及び(11)に掲げる条件

この場合において、「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、児童厚生施設については厚生労働大臣が、放課後児童クラブについては内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、児童厚生施設については厚生労働大臣が、放課後児童クラブについては内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの長い日まで保管しておかなければならない。

エ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙11により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

3 2により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

4 社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(変更交付申請)

第8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付の申請等を行う場合には、第6に定める申請手続きに従い別に指示する日までに行うものとする。

(事業着工報告等)

第9 工事に着手したときは、工事着工報告書（第5号様式）により工事に着手した日から5日以内に、また、工事の進捗状況については、工事進捗状況報告書（第6号様式）により各年度12月末現在の状況を翌月10日までに知事に報告するものとし、工事が完了したときは、工事完成届（第7号様式）を提出するものとする。

（補助金の交付）

第10 この補助金は、事業完了後検査のうえ交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

2 前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書（第9号様式）は、事業完了後若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月以内、又は翌年度4月5日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。なお、事業が翌年度に渡るときは、補助金が交付された年度の翌年度の4月25日までに、年度実績報告書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年6月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年7月4日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年7月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月13日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年8月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の第1号様式から第11号様式まで及び別紙（「平成」を「令和」に改める部分に限る。）については、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。